公共交通等事業者省エネ化支援事業(タクシー)の概要

1 申請・問い合わせ先

一般社団法人兵庫県タクシー協会

ホームページ: http://www.hyotokyo.or.jp/

〒651-0084 兵庫県神戸市中央区磯辺通2丁目2番10号

ワンノットトレーズ 神戸ビル 9階

T E L: 078-862-9292

2 対象事業者

道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号八に定める一般乗用 旅客自動車運送事業を経営する者で、県内に営業所を有し、令和4年9月末時 点において事業を営んでおり、かつ令和5年3月末まで事業を継続する意思 があるもの。(令和4年10月以降に事業を継承し、かつ令和5年3月末まで 事業を継続する意思があるものを含む。)

ただし、福祉輸送事業限定等特定の用途に限って営業するものを除く。

3 補助対象経費

低燃費タイヤ及びロングライフタイヤ購入費

- (注1)納品及び支払いが令和4年4月1日から令和5年1月31日までに 完了しているものに限る
- (注2)一般乗用旅客自動車運送事業以外の車両への使用・転売等は不可と する

4 補助金の額

補助金の額は、以下の算式による。

【算式】申請本数〔ア〕×4,000円(定額補助)

[ア] 申請本数

令和4年9月30日時点において県内の営業所に配置されている車両数

- ×4本を上限とする。ただし、車両数から以下の車両は除く。
 - ・福祉輸送など用途を限定して使用する車両
 - ・未車検等休車扱いとしている車両
 - (新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検の特例(休車特例)を受けた車両を含む)
 - (注3)領収書等で確認できる単価(消費税及び地方消費税を除く)が 4,000円以上のタイヤ購入本数とする